

# 令和4年第3回九戸村議会定例会

令和4年9月5日(月)

午前10時 開会 開議

## ◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 九戸村農村情報連絡施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 九戸村農村地域集会施設条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 九戸村木工芸品等加工販売施設条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 令和4年度九戸村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第6号 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第7号 令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第8号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第9号 令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第10号 令和4年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第11号 令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第12号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第13号 令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第14号 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第15号 令和3年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第16号 令和3年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第17号 令和3年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第18号 令和3年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第19号 令和3年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第20号 令和3年度九戸村水道事業会計決算認定について
- 日程第23 議案第21号 令和3年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて

◎出席議員（12人）

|    |    |     |   |     |     |     |   |
|----|----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 古館 | 巖   | 君 | 7番  | 保大木 | 信子  | 君 |
| 2番 | 川戸 | 茂男  | 君 | 8番  | 岩   | 智幸  | 君 |
| 3番 | 坂本 | 豊彦  | 君 | 9番  | 渡   | 保男  | 君 |
| 4番 | 大崎 | 優一  | 君 | 10番 | 山下  | 勝   | 君 |
| 5番 | 中村 | 國夫  | 君 | 11番 | 桂川  | 俊明  | 君 |
| 6番 | 久保 | えみ子 | 君 | 12番 | 櫻庭  | 豊太郎 | 君 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

|   |   |    |     |     |     |     |   |     |     |
|---|---|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|
| 村 | 長 | 晴山 | 裕康  | 君   |     |     |   |     |     |
| 副 | 村 | 長  | 伊藤  | 仁君  |     |     |   |     |     |
| 教 | 育 | 長  | 岩   | 信義君 |     |     |   |     |     |
| 総 | 務 | 課  | 長   | 杉村  | 幸久君 |     |   |     |     |
| I | J | U  | 戦略室 | 主幹  | 川原  | 憲彦君 |   |     |     |
| 会 | 計 | 管  | 理   | 者   | 大   | 向   | 一 | 司君  |     |
| 兼 | 税 | 務  | 住   | 民   | 課   | 長   |   |     |     |
| 保 | 健 | 福  | 祉   | 課   | 長   | 浅   | 水 | 涉君  |     |
| 産 | 業 | 振  | 興   | 課   | 長   | 中   | 奥 | 達也君 |     |
| 地 | 域 | 整  | 備   | 課   | 長   | 関   | 口 | 猛彦君 |     |
| 教 | 育 | 次  | 長   |     | 坂   | 野   | 上 | 克彦君 |     |
| 地 | 域 | 整  | 備   | 課   | 主   | 幹   |   |     |     |
| 兼 | 水 | 道  | 事   | 業   | 所   | 長   | 上 | 村   | 浩之君 |

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|   |   |   |   |     |    |
|---|---|---|---|-----|----|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 大久保 | 勝彦 |
| 主 |   |   | 任 | 山本  | 猛輝 |

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 4 年第 3 回九戸村議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

9 月 5 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 21 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫君、久保えみ子さんの 2 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 6 件、陳情 1 件であります。

請願・陳情については、請願・陳情一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたしました。

次に、監査委員から令和 4 年 5 月分、6 月分及び 7 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく「健全化判断比率」及び同法第 22 条第 1 項に基づく「資金不足比率」の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、一般財団法人九戸教育施設運営会、株式会社九戸村総合公社の「経営を説明する書類」の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎村長の行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、村長並びに教育長から行政報告の申し出がありました。

はじめに、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和4年第3回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、第2回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

一つ目に、8月3日の豪雨災害についてでございます。

8月3日に降った雨は、本村全域に大きな被害をもたらしました。村内の屋形場雨量観測所においては、最大時間雨量41ミリ、最大24時間雨量120ミリが計測されております。瀬月内川の水位も沢田橋水位観測所で氾濫危険水位の1.8メートルを大幅に超える2.43メートルを計測するなど、記録的な豪雨となりました。

この影響により、現在、通行規制している箇所は、村道の通行止めが2カ所、農道の通行止めが3カ所となっております。

村内の被災状況の詳細につきましては、過日、議員全員協議会でご報告させていただきましたが、生活関連部分では、土砂の流入を含む床上浸水が、住家・非住家合わせて5件、床下浸水が同じく15件となっております。このうち、裏山の崩落による家屋の一部損壊も1件ございました。

また、公共土木施設では、道路災害が22件、河川災害が164件となっております。

農林業関連の災害につきましては、農地50件、農業用施設20件、林道につきましては、15件となっております。

今後は、施設区分ごとに国の災害査定を受けた後、順次工事を実施し早期の復旧を目指してまいります。

このほか、各施設等の単独災害、修繕箇所につきましても、早期復旧に向けて対応してまいります。

また、索道施設につきましても、村営くのヘスキー場ロッジの給水設備と滑走コース斜面の一部に被害を受けておりますので、早期の復旧に努めたいと考えております。

次に、二つ目、令和4年度「市町村からの要望」についてでございます。

7月6日にHOZホール、村の公民館におきまして、岩手県に対する統一要望書を提出し、村内の課題につきまして、さまざま施策・事業の推進をお願いしたところであります。

当日は、県議会から工藤大輔議員にご出席いただき、本村の議会からは、櫻庭

議長をはじめ、各常任委員長職にある議員にご出席いただきました。

県からは、坊良県北広域振興局長をはじめ、副局長及び各センター所長がご出席され、村内の課題を県当局に十分ご理解いただけるよう、細部にわたり意見交換をさせていただいたところであります。

具体的には、地域の人口減少に歯止めをかける施策として、出産・子育て支援の強化や産業・雇用の活性化と若者に魅力ある農業の実現を要望いたしました。

また、老朽化する村内の公共施設対策の支援強化をお願いし、医療・保健・福祉の体制強化も要望いたしました。

九戸村唯一の高校である伊保内高校の存続に向けては、環境の整備や教育の充実をお願いしたところであり、国道及び主要地方道の交通安全対策として、道路及び歩道の改良をお願いいたしました。

安全安心な地域づくりに向け、村内を縦断する瀬月内川の早期の浸水対策をお願いしたところであり、また、本年、出没が顕著なクマの対策強化についても初めて要望させていただきました。

さらに、小規模自治体への総合的な支援強化や、持続可能な地域づくりの推進、「目に見える」県北の振興など、9項目30事項にわたり要望させていただいたところでもあります。

県北広域振興局長等からは、前向きなご回答もいただき、県だけでは対応できない事項については、「国に対し強く要請していく」とのご回答をいただいたところですので、引き続き、村内の課題の解決に向けて、粘り強く要望していく所存であります。

三つ目に、九戸まつりの運営支援についてでございます。

8月16日から19日にかけての4日間にわたり、3年ぶりとなる九戸まつりが開催されました。

九戸まつり自体は、実行委員会の主催ではありますが、村といたしましても、円滑かつ安全な運営に向け、多くの職員が運営スタッフに従事するなど、最大限の協力を行ったところでもあります。

3年ぶりの開催ということで、参加者をどの程度確保できるかなど大変心配されたところですが、神明宮例大祭への参加者は延べ400人、熊野神社例大祭への参加者が延べ600人、沿道及び広場会場での観覧客は4日間で延べ4,000人を数えるにぎわいになりました。

さらに17日の花火大会は、正確な観覧者数が確認できておりませんが、たくさんの方から観覧いただけたのではないかと考えております。

やはり、九戸まつりが3年ぶりに開催されたことや、新型コロナウイルス関連の行動制限が解除され帰省客も増えたこと、比較的、天候にも恵まれたことがにぎわいにつながったものと思われまます。

新型コロナウイルスの感染者が増加している中で、慎重な対応が求められるところですが、今後においても万全の注意を払いながら、引き続き地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、村政調査会の場合でもご報告してまいりましたが、あらためて現状を報告させていただきます。

60歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方などを対象とした4回目の接種についてですが、7月12日から県立二戸病院と九戸地域診療センターの協力のもと、医師と看護師を派遣していただき、集団接種を実施してまいりました。8月31日現在で、対象者の72.7%が接種を完了しております。

9月に入りまして、対象者が減少することにより、集団接種では対応が困難になることから、二戸医師会にご協力をお願いいたしまして、個別接種でのワクチン接種機会の提供に努めているところであります。

次に今後についてですが、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、オミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種について議論が行われております。その中で、我が国においても、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種に位置付ける方向で検討していくことが示されました。

なお、実施時期や対象者、接種間隔等の具体的な接種方法については、引き続き審議するとされておりますが、国からは実施に向けた準備を進めるようにとの通知があったところでございます。詳細な情報が少ない中ではありますが、今回の補正予算に計上しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

今後とも、村民の皆さまが少しでも安心を実感していただけるようにワクチン接種の機会提供に努めてまいりたいと考えております。

五つ目に、産直施設オドデ館の工事並びに店舗の状況についてであります。

昨年度から着手しているオドデ館増改修工事については、7月末日をもちまして建物部分の工事が完了いたしました。8月上旬に建築確認や消防法による検査を行い、13日から15日の3日間で、村民の皆さん並びに帰省客の方々に対しまして内覧会を実施いたしました。21日で、仮設店舗での営業を終了し、引っ越しを終えた後、26日にプレオープンを迎えることができました。現在は、外構工事の仕上げに取り掛かっているところで、この外構工事の完成により約1年にわたる工事が完了となります。完了後の10月1日にはグランドオープンということで、各種イベントを開催してお客様をお迎えしたいと考えているところであります。

6つ目に、農作物の生育状況についてでございます。

水稻の生育状況につきましては、県の情報によりますと、田植え後の5月末から6月中旬にかけて低温・日照不足で経過したことから、活着遅れや初期生育も

停滞しました。その後は、高温・多日照の状況が続いたため、草丈・葉数・茎数共に平年並みまで回復し、出穂期については平年より1日ほど早まりました。

しかしながら8月1日と3日には、集中豪雨による水田への冠水・土砂の流入・畦畔の崩れ等の被害が発生し、収穫への影響が懸念されます。なお、出穂期に当たる8月9日以降も雨天続きで日照量が少なく、障害不稔等の発生が心配されましたが、高温で経過したことにより、現状では平年並の作況が見込まれます。

今後は、主力品種「いわてっこ」の刈り取り適期の目安となる積算気温950℃到達日が、平年並みの9月20日頃になる見込みですので、適期収穫に向け農協・共済組合・農業改良普及センター等関係機関と連携し、防災行政無線等の活用により生産者への適時適切な情報提供を行ってまいります。

次に、村の園芸重点品目につきましては、8月20日現在の新岩手農協九戸地区担当課の販売実績は、下記の表のとおりとなっております。

トマト・ピーマン・にんじんについては、6月上・中旬の低温・日照不足での出遅れにより出荷量が前年比70%から98%でしたが、販売額は高単価に恵まれたことにより、前年比109%から127%となっております。

また、花卉の主力りんどうは、開花時期と需要期が合致したため、出荷量が前年比115%、販売額は前年比134%と好成績を収めております。菊類については、1週間ほどの生育遅れと豪雨被害により、出荷量が前年比38%から81%、販売額は前年比44%から84%となっております。表が示しております。

以上、第2回定例会以降の行政執行状況について報告させていただきました。

今議会には、議案21件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、令和4年第3回九戸村議会定例会の行政報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長(櫻庭豊太郎君) これで、村長の行政報告を終わります。

---

◎教育長の教育行政報告

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 岩渕信義君登壇)

○教育長(岩渕信義君) 本日ここに、令和4年第3回九戸村議会定例会が開催されるにあたり、第2回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

まず、第1に、持続可能で良質な教育環境の整備についてであります。

昨年度まで行われた幅広い層の村民を対象とした教育懇談会「ナインズミーティング2」、シンポジウム、中学生以上による全村民を対象としたアンケートを経て、本年6月22日に開かれました第3回教育委員会定例会において「持続可能で良質な教育環境」の整備に向けた具体案について、村内の5小学校を1つにして1村1小1中の体制にする案、そして小学校を1つに統合した後、令和11年を目途に小中一貫校または義務教育学校に再編する2つの案を住民の皆さまにお示しすることを確認いたしました。そして6月27日の総合教育会議において、小学校は統合・再編する方向で村民の声に耳を傾けること、詳細は教育委員会に委ねられること、村民の声に耳を傾け、懇切丁寧な説明に努めること、以上の3点で進めていくことが決定されました。

そこで、教育委員会では、7月13日から25日にかけて、小学校区ごとに保護者と地域住民を対象とした説明会を開催し、教育委員の皆さまとともに2つの具体案とスケジュール等について、説明いたしました。小学校区ごとと全村を対象とした全7回の説明会に参加された方々は延べ119人でした。

すべての会場でさまざまなご意見ご要望が出されましたが、小学校のみの統合にとどめるという第1案に賛成する方はほとんど見られず、中学校統合まで視野に入れた第2案を支持される方が圧倒的でした。このことは、議員の皆さまも多数参加されていたことから、ご存知のことと思います。

今後につきましては、教育委員会において成案を決定し、年内には関連条例を議会に提出したいと考えております。そして、次年度には具体的な作業に入っていく所存であります。

次に、教職員の資質向上についてであります。

本村においては極小規模校に勤務する教員が多いため、なかなか学校を空けられないといった制約が多い中でも、県教育委員会や県北教育事務所主催の研修会への参加、そして各学校で行われている授業研究会など、本村の教員は資質能力の向上に不断の努力をしております。

また、教員主催、主体の九戸村教育研究会の講演会が夏季休業中の7月27日に開かれ、ベネッセコーポレーションの講師をお招きして、全国のICTを活用した授業の事例を基に、これからの学校教育で児童生徒が身につけなければならない資質能力などについて講演をしていただき、参加した先生方からは良い刺激になったという感想をいただいております。

さらに、「ことばの教室」の指導について、県北地区では専門的な知識技術を有する教員がいないことから、夏季休業中の8月8日に総合教育センターから専門家をお招きして実地の研修を行ったほか、7月28日には盛岡市で行われた学校支援員の研修会に村内5つの小学校に配置している学校支援員の方々が参加しております。



教育委員会では、今後とも学校現場で働く教職員の負担とならず、かつ極小規模校勤務のゆえに、なかなか主体的に研修に参加できないという先生方の悩みも多いことから、有意義な研修の機会を提供できるよう今後も取り組んでまいります。

次に、学力向上についてであります。

小学校6年生と中学校3年生を対象として、さる4月19日に実施されました「令和4年度全国学力・学習状況調査」の結果が文部科学省より7月28日に公表されましたので、本村の平均正答率を基にした分析結果の概要について、ご報告いたします。

まず、小学生についてであります。

本村児童の国語の平均正答率は66%で、全国平均を0.4ポイント上回り、県平均を1ポイント下回りました。

算数の平均正答率は64%で、全国平均を0.8ポイント上回り、県平均を2ポイント上回りました。

また、4年ぶりに実施された理科については、全国平均を0.3ポイント下回り、県平均とは同じでした。

今回の結果から、本村の小学6年生の国語については、昨年度に比べてやや下がったものの、全国、県と遜色ない学力であると捉えております。

算数については、昨年度は全国平均を1.8ポイント下回り、県平均とは同じという結果でしたが、今回は全国平均、県平均ともに本村が上回り、かつ県平均が全国平均から1.8ポイント下回っていることから、算数の指導改善が結果となって表れたものとみることができます。

また、理科については、4年ぶりの実施なので、最近の結果とは比較できませんが、今回の結果をみると、全国や県と遜色ない学力であると考えています。

昨年度まで、本村の強みとして、国語と算数の記述問題が全国と県の平均より高く、また無回答率も低いことが挙げられておりましたが、今回は国語において「思考力 判断力 表現力等」を見る領域において「話すこと・聞くこと」および「書くこと」が全国平均や県平均を下回っており、特に国語の記述式問題の正答率は、昨年度、全国平均を8.9ポイント、県平均を7.7ポイントそれぞれ上回っていたものが、今回は全国平均を5.6ポイント、県平均を6.8ポイントそれぞれ下回る結果となっております。一方、算数では記述式の問題形式で、全国平均を9.1ポイント、県平均を11.3ポイント上回っており、この傾向は理科においても同様であります。

これらの変化は、授業におけるICT活用に要因があるものと思われます。周知のとおり、この1年で授業におけるICT活用は飛躍的に広がりました。

中学生にも言えることですが、数学や理科では興味・関心など、取り組む姿勢

などにある程度の効果が反映しているのに対し、国語については、デジタル機器の指導が算数や理科ほどの効果が得られるわけではないようであります。

いずれにしても、学力を支える国語力は日頃の言語環境とも密接に関わっています。児童が多くの子供とかわり、同じことを経験しても抱く感情がさまざまであることや感じ方はもちろんのこと、考え方についてもさまざまあるということや学んだり、相互のコミュニケーションによって培われていく要素が大きいので、本村のように極小規模校で学ぶ児童については、ナインズ学習など、最小限のボリュームある集団で学ぶ機会を多く作ることを重要であると考えています。

次は、中学生についてであります。

国語の平均正答率は 72%で、全国平均を 3 ポイント、県平均を 2 ポイント上回りました。しかし、昨年は「書くこと」の領域の正答率では、全国平均を 3.1 ポイント、県平均を 2.4 ポイント上回っておりましたが、今年度は全国平均こそ上回ったものの、県平均は 4.5 ポイント下回りました。そのほか「文脈に即して漢字を正しく書く」、「自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書く」といった、自分の考えを表現する力が昨年より下回る結果となりました。

数学については、平均正答率は 46%、全国平均を 5.4 ポイント、県平均を 3 ポイント下回る結果となりました。昨年度と比較して県平均との差は着実に縮まっていることが分かりますが、長年にわたり数学の学力向上は、本村のみならず県全体の課題であることを考えますと、本村においてはより克服すべき課題として認識しなければならないと考えます。

また、本年度から 4 年ぶりに実施された理科の平均正答率は 45%であり、全国平均と比べ 4.3 ポイント、県平均からは 3 ポイント下回る結果となりました。

さらに、生活習慣や学習態度等に関して調査した「生徒質問紙」の集計結果から、学習意欲との相関関係について考察してみますと、「国語が好き」と回答した生徒の割合は、昨年度同様に 90%前後と大きな変化が見られなかったのに対して、昨年度「数学が好き」との回答が 37%にとどまっていたものが今年度は 66.6%と向上しており、同様に「数学の勉強は大切である」が 80%から 94.5%、「あきらめずに考える」が 66%から 86.1%と、多くの項目で向上しております。

しかし、「知識・技能」に比べ、「思考・判断・表現」の落ち込みが大きく、記述式の正答率が全国平均 36.2%、県平均 31.3%であるのに対し 26.7%というのは、ICT活用により数学に対する興味・関心は向上したものの、数学的思考力という面では不十分であるといえます。

教育委員会としては、今回の結果から本村の小学生、中学生の学力は、総じて全国や県と比べ遜色ないものと考えています。

また、中学生の数学、理科については、岩手県全体の課題でもあるわけですが、本村は県との差を着実に縮めていることから、引き続き授業改善と家庭学習習慣

定着への取り組みにより改善されていくものと思っております。

しかし、今回の結果を受け、大切なことは各小学校、中学校において詳細に分析し、日頃の授業改善につなげていくことです。昨年度から本格化した授業におけるICT活用の効果が多くの教科や領域に好影響を与えていることは確かであり、今後は学習指導におけるICTを活用することが有効な領域や場合の見極めと、手書きや手計算といったアナログの学習活動とのバランスが重要であると考えております。

いずれにしてもICT活用は魔法の杖ではありませんので、「九戸村授業改善プラン」に基づく、ICTを効果的に活用した授業の改善に努めてまいります。

次は、新入生学力状況調査についてであります。

本年4月19日に県下の中学1年生を対象として実施された「令和4年度岩手県新入生学力状況調査」について、このほどまとまった結果が送付されましたのでご報告いたします。

この調査は、国語と数学の2教科について、小学校までの既習内容について調査することで、中学校での学習指導に生かすことを目的としています。

その結果、国語については県平均を4.9ポイント、数学については4.6ポイント上回っており、これは昨年度いずれの教科も県平均を下回っておりましたので小学校における授業改善や学習指導の成果が表れたものと理解しております。

しかし、一方で国語については、登場人物の心理や場面の描写との関係をつかみながら読む力など、中学生にも共通する極小規模校での多様な感じ方や見方、考え方に触れる機会の少ない授業の弱点が示されています。

数学についても他の児童と協働したり、意見を交わしたりといった中で自己の思考を数学的思考にまとめていく授業が物理的にできにくいことから、思考の幅を広げるといった点に難点があるようです。

中学校では、単式学級になることから、より小学校との連携が重要となってきますので、今後とも小学校と中学校が連携した指導を強化してまいります。

次に、夏の寺子屋九曜塾及び寺子屋学習塾についてであります。

7月28日、29日の2日間にわたって行われた小学生対象の夏の寺子屋九曜塾には延べ73名の参加がありました。内容は、手づくりの印鑑を作る創作活動、九戸村国際交流協会との共催による英語教室や本村出身の岩手大学の学生を中心とする若者たち4人によるフリスビーを使ったスポレク活動など、充実した内容で実施することができました。

また、8月8日から10日までの3日間は、中学生の希望者を対象とした「夏の寺子屋学習塾」を実施いたしました。九戸中学校を会場として、プランニングドアーズの講師による国語、数学、英語の3教科をそれぞれ基礎クラスと発展クラスに分けて実施し、全学年122名中75名が参加しました。これらの事業に参加

した児童生徒からの感想はおおむね好評であり、次年度以降、さらに内容のブラッシュアップに努めていきたいと思っております。

本村に限らず、本県の学力向上の課題は主体的な学習姿勢の構築です。

本村の児童生徒は、言うに及ばず、岩手県の子どもたちは良くも悪くも素直で真面目なのですが、意欲や向上心に欠けるという面があります。

これまで幾度となく申し上げてきたように、これからの学校教育で児童生徒が学校で身に付けなければならない資質能力は3Cと言われていています。それは「コミュニケーション (Communication) 能力」、「批判的思考力(Critical thinking)」、「創造力(Creativity)」の頭文字からくる言葉であります。これらは児童生徒が複雑化・多様化する社会で生きていく力の基礎として育まなければならないということです。

これまでのように、知識一辺倒の学習や高校、大学への入学、あるいは資格取得といった実利を目的とした学習の在り方は、もはや「時代遅れ」と言わざるを得ません。これからは、前述した3Cを獲得するために、国語力や英語力はもちろんのこと、数学力などが必要となってくるということです。また、既に中央教育審議会や経済産業省の教育に関するプロジェクトチームが指摘しているように、「学ぶ力」あるいは「学ぼうとする力」を欠く児童生徒にとって、これまでとは異なり未来は生きにくいものになっていくことが想定されます。

また、今日では「幼児教育の質の向上」と併せて、ややもすれば学校種ごとで完結していた教育目標を、すなわち幼保小中高といった、一連のものとして位置付けることが求められており、自治体によっては子育て・教育の一環として、18歳までは地域で育てることを謳っているところもたくさんあります。

教育委員会といたしましては、こうした観点に立ち、本村の児童生徒に未来を生きるために必要な資質能力を身に付けさせるべく、学校、保護者、地域が丸となった「全ての児童生徒の学力向上に資する取り組み」を今後も継続してまいります。

それでは、最後に、社会教育事業についてであります。

昨年度から女性教室や生涯学習アカデミー、公民館学級等をまとめ「学び処ないんずカフェ」としてスタートし、村民の皆さまからは、大変、高評価を得ているところでありますが、今年度につきましても、コロナ禍ではあるものの可能な限りの講座開催を期待する声に応えまして、感染状況を考慮しながら、これまで健康体操教室や書道教室、親子料理教室、スマホ教室など、感染予防措置を講じた上で多くの講座を実施することができました。

小学生対象の九曜塾につきましても、5月14日の「春の山菜取り」の予定が、村内で熊による人的被害が発生したことから、急きょ、一戸町の御所野遺跡見学へ切り替えた以外は計画どおり実施することができました。しかし、六戸町との

「戸のまち交流」事業については、青森、岩手、両県で新型コロナウイルス感染の拡大があったことなどから、昨年度に引き続き中止となってしまいました。

今後、教育委員会が主催する社会教育事業については、新型コロナウイルス感染症だけでなく、獣害や自然災害などのリスク管理を万全にした上で、安心安全な実施を心がけてまいります。

また、スポーツ振興の分野では、昨年度に改修を施しましたB&G海洋センターのリニューアルオープン式典が6月21日に開催されました。

平成4年6月の施設開設以来の大規模改修となりましたが、工種ごとの発注を行うことにより、昨シーズンの営業には支障なく工事を終えることができ、また今シーズンからは新設当時からよみがえるように明るくなったプールをご利用いただくことができました。

今シーズンの利用状況ですが、6月26日から8月21日までの営業期間中の営業日数は49日、利用人数は1,714人、利用収入は7万3,680円でした。営業期間外の学校や保育施設等の利用も含めると、利用人数は1,796人、前年度と比較しますと、利用人数で5.7%の減、利用収入は15.5%の減となっております。

施設リニューアルの効果が実感できるほどの実績が得られなかったのは、第7波の新型コロナウイルス感染拡大や8月前半に雨が降り続いたことなども影響しているものと捉えております。

来年度の営業に向けて、教育委員会といたしましては、水泳以外の海洋性スポーツ教室の企画なども取り入れて、利用者拡大に努めてまいりたいと思っております。

以上、第2回定例会以降に実施した教育委員会関係事業を中心にお知らせしましたが、結びに、本村の教育行政上、最大の課題は、進む少子化に対し、いかに未来に向けて持続可能な教育環境を構築するかにあります。

社会が急激に変化し、私たち大人が経験してこなかった未来を生きる児童生徒を第一に、これからの本村及び我が国の次世代を担う人材の育成を目指して教育行政を進めていく所存でございますので、議員の皆さま方におかれましては、今後ともご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行状況についてのご報告とさせていただきます。

(教育長 岩淵信義君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、教育長の教育行政報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、中村國夫君、6番、久保えみ子さん、7番、保大木信子さんの3人を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から9月16日までの12日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

9月6日、7日の2日間、及び9月10日、11日の2日間は、議案調査及び休日のため、休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日、7日の2日間、及び10日、11日の2日間は、議案調査及び休日のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

---

◎議案第1号から議案第21号までの一括上程・説明

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第3、議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第23、議案第21号「令和3年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案21件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から順次、説明願います。

なお、決算については、簡略に説明を願います。

議案第1号、第2号について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

はじめに、今回の条例改正の経緯についてですが、昨年8月10日に人事院より国家公務員に係る妊娠、出産、育児等々と仕事の両立支援のために講じる措置が

示され、一部につきましては、本年10月1日の施行が予定されております。

これに関しまして、地方公務員法の改正も行われたことから、その趣旨に則り、今回、条例の一部改正を行うものでございます。

長い条文となっておりますが、今回の改正内容の概略を申し上げますと、要点は3つございます。

一つが、育児休業の取得回数制限の緩和等でございます。

二つ目が、非常勤職員の子の出生後、8週間以内の育児休業の取得要件の緩和でございます。

三つ目といたしまして、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化。これが盛り込まれた内容となっております。

そのほか、条項ずれに伴う改正など、文言の整備も行っております。

詳細につきましては、添付しております新旧対照表をご確認いただくことで説明に代えさせていただきますと思います。

議案書3ページの附則でございます。

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行期日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由になりますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

議案第1号の説明は、以上となります。

続けて、議案第2号「九戸村農村情報連絡施設設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

九戸村農村情報連絡施設設置条例の一部を次のように改正するという事で、第2条第2項の表の中に、下段にありますように固定系遠隔制御局に(2)の九戸村大字伊保内第12地割65番地1を追加する内容となっております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条第2項の表中「固定系遠隔制御局(2)九戸村大字伊保内第12地割65番地1」の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由ですが、農村情報連絡施設固定系遠隔制御局がある二戸消防署九戸分署の移転に伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第3号及び4号について。産業振興課長

○産業振興課長(中奥達也君) それでは、議案第3号「九戸村農村地域集会施設条

例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

九戸村農村地域集会施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「瀬月内集落センター」の項を削るとするものでございます。

次に添付しております九戸村農村地域集会施設条例の一部改正新旧対照表をご覧ください。

現行の第2条の表の上段にある名称、瀬月内集落センター。所在地九戸村大字戸田第1地割65番地11を削除し、右側の改正後の表とするものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、瀬月内集落センターの火災焼失に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第4号「九戸村木工芸品等加工販売施設条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

九戸村木工芸品等加工販売施設条例の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改めるとするものでございます。

また、次に添付しております九戸村木工芸品等加工販売施設条例の一部改正新旧対照表をご覧ください。

現行の別表1の表にある区分、多目的コーナーの項を削除し、新たに改正後の下段に観光・物産ギャラリーの項を定めます。その利用料金は、九戸村行政財産使用料条例第2条の規定による使用料の算出方法に準じて算出した額とするいたします。

改正後の上段の区分、屋外については、利用料金の変更はございませんが、自動販売機の設置については、現行の利用料金が1月当たり1,000円としていたものを売上金額の25%に改定いたします。

地域食材供給施設につきましては、テナント店舗を開設することもありまして、現行の利用料金が売上金額の10%としていたものを、九戸村行政財産使用料条例第2条の規定による使用料の算出方法に準じて算出した額とするに改正し、屋外販売施設が月額3万円としたものについても同様に改正するものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、九戸村木工芸品等加工施設の増改修に伴い、区分の改廃が必要になったことにあわせ、利用料金に関して所要の整備をしようとするものでございます。



議案第4号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第5号について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） 議案第5号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億826万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,712万9,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」にお示ししております。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

3ページから4ページにかけては、同じく歳出でございます。

5ページが「第2表 地方債補正」でございます。今回、農産施設整備事業債850万円を追加しております。

めくっていただきまして、次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっておりますので、主な項目について、説明させていただきます。

明細書の3ページをご覧いただきたいと思っております。

まずは、歳入からになりますが、13款1項2目1節の受益者負担金は、農家が行う暗きょ排水工事に係る個人負担分になります。

15款1項2目2節、感染症予防事業費等国庫負担金を、同じく2項3目1節には、感染症予防事業費等国庫補助金を計上しております。いずれも、総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策費に充当されるものになります。

4ページにいきまして、16款2項4目15節の農業基盤整備事業補助金は、冒頭申しあげました暗きょ排水工事に係る県補助金になります。

同じく22節の施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助金は、燃油価格の高騰による影響を受けにくい施設園芸等への転換を図るための新しいメニューとなっております。

18款1項2目2節の寄附金は、村内にも立地しました風力発電の運営会社より再生可能エネルギーの推進に活用してほしいとの趣旨で申し出にあったものとなります。

19 款の繰入金は、1 目財政調整基金と 4 目災害復興基金からの繰り入れをそれぞれ増額しております。

21 款 4 項 4 目雑入の内、3 節給食徴収金は、保育園の職員分を計上したのになります。

5 ページをお開きいただきまして、22 款 1 項 3 目 5 節の農産施設債は、二戸北部ライスセンター設置に係る負担金に充当されるものです。

次に、6 ページからの歳出につきましても、主な項目について説明させていただきます。

2 款総務費からですが、1 項 1 目 12 節委託料の中の個人情報ファイル簿台帳整備業務委託料は、個人情報保護法の改正により必要となる業務ですが、専門性が求められる作業となりますので、業者への委託料を新規に計上するものでございます。

2 款 6 目 14 節、工事請負費は、歳入で触れましたが風力発電運営会社からの寄附金を活用して役場庁舎及びふるさと館への薪ストーブ設置工事を計画しております。

同じく 18 節負担金補助及び交付金は、JRバス東北株式会社より IC カード導入に係る費用支援を要請されておりましたが、二戸・久慈間を結ぶスワロー号への村民の利用も一定数あることから、比率案分額での負担金を計上したものでございます。

2 款 1 項 10 目の新型コロナウイルス感染症対策費には、オミクロン株対応ワクチンの追加接種に係る必要経費を計上しております。

次に、7 ページをお開きいただきまして、3 款民生費になりますが、1 項 7 目の生活環境施設災害復旧費につきましても、住家への土砂流入など、日常生活に支障が生ずる被災があった場合の災害復旧に係る経費への補助金で、村単の新規事業となります。

3 款 2 項 3 目の保育園費は、歳入でも申しましたが、職員の給食費を特定財源に見込んだことから財源振替をしております。

4 款衛生費、1 項 2 目 18 節の予防接種補助金は、子宮頸がん予防ワクチンの接種について、償還払いとなった費用を助成するための補助金を増額補正したのとなります。

8 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費では、1 項 1 目農業委員会費に視察研修の旅費を新たに計上しております。

3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金の中では、二戸北部ライスセンター設置負担金が多いわけですが、新岩手農業協同組合が事業主体となり、当村のほか、二戸市及び軽米町のいずれも老朽化しているライスセンターを軽米町に

集約し、新築整備するための当村分の負担金となっております。

8目土地改良総合整備事業費の14節、農業基盤整備等工事費は、県のいきいき農村基盤整備事業へ農業者から追加申請があり、事業量が増えたことによる増額で、暗きょ排水工事4件分になっております。

同じく18節の農業生産基盤整備事業費補助金は、村単独事業になりますが、二つの水利組合から水路修繕工事に係る追加申請があったための増額となります。

その下の土地改良施設補助金は、九戸村土地改良区で管理する遠志内揚水機場の設備修繕に係る増額となります。

次に、8款土木費になりますが、4項1目住宅管理費の12節委託料と14節工事請負費は、村営戸田団地の擁壁が民地側に傾いたことから危険排除のため、原因調査を含めた実施設計と擁壁修繕に係る工事費を計上したものととなります。

同じく2目住宅建設費につきましては、共同住宅の建設予定地にある既設建物の解体費用が過大となることが判明したため、新たな候補地を取得するための予算の組み替えを行おうとするものでございます。

9ページをお開きください。

9款消費費の1款3目18節、消防施設整備事業補助金は第5分団屯所の改修工事に係る補助金となります。

最後に、10款教育費の主なものになります。

10ページをお開きいただきたいと思います。

5項1目12節委託料は黒山の昔穴遺跡の立体模型を作成するための経費で新規計上するものでございます。

2目14節、工事請負費はH O Zホールの非常用自家発電設備の更新工事となります。

同じく18節自治公民館整備事業補助金は、荒谷桂藤会館、柿の木ふれあいの家及び細屋ふれあいセンターで行う改修工事に対する補助金となります。

6項保健体育費、1目27節繰出金は、村営くのへスキー場施設の災害復旧事業の実施に当たって、必要経費分を索道事業特別会計へ繰り出そうとするものです。

以上、議案第5号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」について、主な内容を説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第6号について。税務住民課長

○税務住民課長(大向一司君) それでは、議案第6号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,756万6,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページのとおり。歳出につきましては、3ページのとおりそれぞれ補正前の額に16万5,000円を追加するものです。

具体的な予算補正の内容につきましては、次のページ以降に添えてあります事項別明細書のとおりとなっておりますので、そちらでご説明いたします。

まずは、歳入でございますが、事項別明細書3ページをご覧ください。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金に特別調整交付金16万5,000円を追加しております。

歳出につきましては、次のページとなります。

歳入で予算計上いたしました特別調整交付金を財源といたしまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料に計上しております16万5,000円で国保情報データベースシステムの改修を行おうとするものでございます。

改修費用につきましては、全額が特別調整交付金より財政支援されるものとなります。同システムは、国、県に対する事業報告や調整交付金の申請等を行うためのシステムとなりますが、今回の改修は、本年度創設されました国民健康保険税の未就学児均等割額の5割軽減措置に伴い、システムの改修が必要となったことから行うものでございます。

以上、議案第6号の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第7号及び8号について。地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第7号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,769万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページを5枚めくっていただきまして、事項別明細書の3ページをご覧くださいと思います。

まず、2歳入ですが、5款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金74万4,000円の増となります。

1枚めくっていただきまして、事項別明細書4ページをご覧くださいと思います。

3歳出ですが、1款1項2目10節需用費の光熱水費が74万4,000円の増となりますが、これは農集排施設の電力使用量の増及び電気料金の値上がりにより光熱水費の不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。

続きまして、議案第8号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,245万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページを5枚めくっていただきまして、事項別明細書の3ページをご覧くださいと思います。

まず、2歳入ですが、4款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金が4万7,000円の増となります。

1枚めくっていただきまして、事項別明細書の4ページをご覧くださいと思います。

3歳出ですが、1款1項1目11節役務費の通信運搬費が4万7,000円の増となりますが、これは後納郵便料の件数が当初見込んでいた件数より多くなり、通信運搬費の不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 続いて、議案第9号について。教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 議案第9号「令和4年度九戸索道事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,052万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,984万4,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページからが第1表となっております。

歳入は、第2款繰入金、1項一般会計繰入金。

3ページ歳出は、第1款索道費、1項索道管理費でそれぞれ2,052万5,000円を補正額として追加しております。

歳入歳出補正予算事項別明細書の4ページをお願いしたいと思います。

事項別明細書、歳出でございます。10節の需用費に計上しております修繕料の99万2,000円は、スキー場西山荘脇にありますトイレの凍結防止設備関係の修繕を行うもの。14節工事請負費の災害復旧工事費の1,953万3,000円は、8月の豪雨によりまして被害が生じた村営くのへスキー場滑走面の崩落箇所がございますので、その復旧工事を行うというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第10号、11号について。総務課長

○総務課長(杉村幸久君) 議案第10号「令和4年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページが第1表 歳入歳出予算補正の歳入。3ページが同じく歳出でございます。

次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

明細書の3ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、4款から6款まで歳入に見合う金額をそれぞれ計上してお

ります。

このうち、6款諸収入の2項1目1節雑入の開発協力金というのは、風力発電運営会社の立地調査に伴い、申し入れがあったものでございます。

次に、4ページの歳出でございますが、1点ご説明申し上げますが、2款1項1目25節自治会事業寄附金は、瀬月内神楽保存会の備品整備、それから泥ノ木自治会の集落センターのり面保護工事とごみステーション塗装工事について、それぞれの要望を受けての寄附金計上となっております。

以上、議案第10号「令和4年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」についての説明となります。

続きまして、議案第11号「令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

それでは、お手元の令和3年度決算書をご覧いただきたいと思います。

それでは、説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入につきましては、8ページから11ページに記載しております。1款村税から22款村債までの収入済みの歳入合計は、11ページ下段にありますとおり55億9,296万4,036円となっております。

次に、歳出につきましては、12ページと13ページになります。

1款議会費から13款予備費までの支出済の歳出合計は、13ページ下段になりますが、55億674万7,368円となっております。このことによりまして、歳入歳出差引残額は、8,621万6,668円となります。

16ページからが事項別明細書となっております。

ページをめくっていただきまして、134ページをお開き願います。

134ページでございます。

実質収支に関する調書で、こちらの単位は千円となっております。

先ほど、説明いたしました区分3の歳入歳出差引額8,621万7,000円から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源の中の(2)繰越明許費繰越額1,842万7,000円を差し引きました6,779万円が実質収支額となるものでございます。

次ページからは、財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。

以上が、令和3年度一般会計歳入歳出決算の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 議案第12号、13号について。税務住民課長

○税務住民課長(大向一司君) それでは、議案第12号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の 150 ページ、151 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。1 款国民健康保険税から 8 款諸収入までの歳入合計は、収入済額で 6 億 2,992 万 7,619 円となっております。

次に、152 ページ、153 ページをご覧願います。

歳出でございます。1 款総務費から 8 款予備費までの歳出合計は、支出済額で 6 億 2,985 万 2,764 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引額は、7 万 4,855 円となっております。

次に、156 ページから 173 ページまでが歳入歳出決算事項別明細書となっております。

次に、174 ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。千円単位での記載となっております。

歳入歳出差引額は、7 万 5,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、7 万 5,000 円となっております。

次のページからが財産に関する調書となります。

令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明は、以上となります。

続きまして、議案第 13 号「令和 3 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 3 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 180 ページ、181 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料から 6 款諸収入までの収入合計は、収入済額で 6,463 万 8,183 円となっております。

次に、182 ページ、183 ページをご覧願います。

歳出でございます。1 款総務費から 4 款予備費までの歳出合計は、支出済額で 6,446 万 4,483 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引額は、17 万 3,000 円となっております。

次に、186 ページから 195 ページまでが歳入歳出決算事項別明細書となっております。

次に、196 ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。千円単位での記載となっております。

歳入歳出差引額は、17 万 4,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源は



ありませんので、実質収支額は、17万4,000円となっております。

以上が、令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第14号、15号について。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第14号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の200ページ、201ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金から第7款村債までの収入済みの収入合計は、3,620万9,758円となっております。

次に、202ページ、203ページをご覧くださいと思います。

歳出になりますが、第1款農業集落排水事業費から第3款予備費までの支出済の歳出合計は、3,536万201円となっております。このことにより歳入歳出差引残額は、84万9,557円となります。

ページを6枚めくっていただきまして、214ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書で、こちらの単位は千円となっております。

区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、先ほど説明いたしました歳入歳出差引額85万円がそのまま区分5の実質収支額となるものでございます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第15号「令和3年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の220ページ、221ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金から第6款村債までの収入済みの歳入合計は、1億3,210万9,233円となっております。

次に、222ページ、223ページをご覧くださいと思います。

歳出になりますが、第1款公共下水道事業費から第3款予備費までの支出済の歳出合計は、1億2,801万1,848円となっております。このことにより歳入歳出

差引残額は、408万7,385円となります。

ページを6枚めくっていただきまして、234ページをお開き願います。実質収支に関する調書で、こちらの単位は千円になっております。

区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、先ほど説明いたしました歳入歳出差引額408万7,000円がそのまま区分5の実質収支額となるものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 議案第16号について、教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第16号「令和3年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の240ページからが索道事業特別会計決算書となっております。240ページの歳入は、第1款使用料から4款諸収入まで、収入済合計額で1,568万365円となっております。

242ページ、歳出は、第1款索道費で支出済額計1,567万171円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は、1万194円となります。

246ページからは、事項別明細書となっておりますので、お目通し願います。

250ページに実質収支に関する調書がございます。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引残額を千円単位といたしまして、1万円が実質収支額となります。

次ページから財産に関する調書を添付しております。ご審議につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第17号から19号までの3件について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第17号「令和3年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の258ページと259ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、1款財産収入から6款諸収入までの収入済みの歳入合計は、702万6,868円となっております。

ひとつめくって、260ページと261ページをご覧いただきたいと思っております。

歳出になりますが、1款財産区費から3款予備費までの支出済の歳出合計は、

671万5,517円となっております。このことによりまして、歳入歳出差引残額は、31万1,351円となります。

264ページからが事項別明細書となっております。

ページをめくっていただきまして、272ページをご覧ください。

272ページになります。実質収支に関する調書ですが、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分3の歳入歳出差引額31万1,000円がそのまま実質収支額となるものでございます。

次ページからは財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。

説明は、以上でございます。

次に、議案第18号「令和3年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の280ページと281ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、1款財産収入から6款諸収入までの収入済みの歳入合計は、704万2,305円となっております。

ひとつめくっていただきまして、282ページと283ページをご覧くださいと思います。

歳出になりますが、1款財産区費から3款予備費までの支出済の歳出合計は、558万7,331円となっております。このことにより、歳入歳出差引残額は、145万4,974円となります。

286ページからが事項別明細書となっております。

ページをめくっていただきまして、294ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分3の歳入歳出差引額145万5,000円がそのまま実質収支額となるものでございます。

次ページからは財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。

説明は、以上でございます。

続けて、議案第19号「令和3年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

決算書の 302 ページと 303 ページになります。

歳入でございますが、1 款財産収入から 6 款諸収入までの収入済みの歳入合計は、526 万 67 円となっております。

ひとつめくって 304 ページと 305 ページをご覧くださいと思います。

歳出になりますが、1 款財産区費から 3 款予備費までの支出済の歳出合計は、451 万 7,055 円となっております。このことによりまして、歳入歳出差引残額は、74 万 3,012 円となります。

308 ページからが事項別明細書となっております。

ページをめくっていただきまして、316 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、こちらも翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 74 万 3,000 円がそのまま実質収支額となるものでございます。

次ページからは財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 20 号、第 21 号の 2 件について。水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第 20 号「令和 3 年度九戸村水道事業会計決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度九戸村水道事業会計決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 4 年 9 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

水道事業会計の決算書は、別冊になっておりますので、別冊の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

(1) の収益的収入及び支出の中で、まず収入でございますが、第 10 款水道事業収益の決算額は、合計で 1 億 4,246 万 4,115 円となっております。

次に、支出になりますが、第 11 款水道事業費用の決算額は、合計で 1 億 959 万 116 円となっております。

続きまして、2 ページをご覧くださいと思います。

(2) の資本的収入及び支出の中で、まず収入でございますが、第 12 款資本的収入の決算額は、合計で 882 万 4,500 円となっております。

次に、支出になりますが、第 13 款、資本的支出の決算額は、合計で 8,231 万 2,723 円となっております。不足する 7,348 万 8,223 円につきましては、2 ページの下段欄外に記載をしております資金によりまして、補てんしております。

また、3 ページ以降の損益計算書等をもって、詳細についてお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 21 号につきまして、ご説明申し上げます。

「令和3年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金 8,092万16円のうち、3,072万4,097円を資本金に組み入れ、1,019万5,919円を減債積立金に、2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする事について、議会の議決を求めるものでございます。

令和4年9月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由といたしまして、令和3年度九戸村水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れ、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第3、議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第23、議案第21号「令和3年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案21件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、9月9日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願ひます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は、9月8日午前10時から一般質問を行います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会（午前11時50分）